

## 令和4年度静岡県国民健康保険団体連合会事業報告

### 第1 事業概況

- 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症のより感染力の強いオミクロン株BA1が始まり、BA5まで感染拡大した。前年度同様まん延防止等重点措置が適用された中での事業運営となった。
- そのような状況下であっても本会事業を進めるため、各種会議・研修会は原則ウェブ開催、意見交換の必要な各種会議や支援事業は参集形式とし、参加者の感染予防に配慮しながら、開催の目的に合わせた方法にて実施した。
- また、令和4年度もコロナ対策の支援事業や福祉・介護職員処遇改善支援事業について静岡県から受託するなど、積極的な対応を行った。
- 審査支払業務については「審査支払機能に関する改革工程表」に基づき、令和6年度までに全国の国保連合会と支払基金との審査基準の統一化を進める中で、令和4年10月に国保総合システムのコンピュータチェックの全国統一が完了し、これに伴う審査担当職員のスキルアップ研修などを行い、引き続き審査の充実に取り組んだ。
- 市町等による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を支援するため、モデル保険者を対象にした大学との共同研究も引き続き実施するとともに、医療・健診・介護データ等を活用した分析に関する専門的知識を有する本会職員の人材育成を図った。
- 介護給付適正化については、市町が取り組むべき施策及びその目標を定めた「第5期静岡県介護給付適正化計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、縦覧点検、医療と介護の突合点検、介護給付適正化システムにより出力した給付実績の活用等、希望保険者へ出向き、担当者及び専門職に説明を行い、併せて本会から支援要望等の意見交換を行った。
- 第三者求償事務では、更なる事案の掘り起こしとして、医科レセプト上で介護保険利用の可能性が高い被保険者の特定・追跡を行い、前年度比で受託件数15.4%増、求償額で27.1%増とした。
- 現在の保険者のきわめて厳しい財政事情を十分理解し、保険者とは運命共同体であるとの認識のもと、「財政基盤の強化及び組織体制の充実・強化に向けた経営戦略」（令和3年度～令和7年度）の着実な実施と新たな中期経営計画（令和4年度～令和6年度）の目標達成に向けて取り組んだ。

## 第2 事業運営

### 1 会務運営の充実

(1) 国保を取り巻く環境変化等を十分認識し、適切な対応に努め国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）の安定運営に、より一層取り組んだ。

また、本会は、国保事業のみならず、後期高齢者医療事業、介護保険事業及び障害者総合支援事業等の他の社会保障制度についても同様に保険者共同事務に係る支援を行っており、これらの事業についても保険者のニーズに応えられるよう、総合専門機関として県及び市町への支援を行った。

(2) 本会の業務運営の基本は、保険者からの負担金及び各種手数料により賄われていることから、保険者が何を望んでいるのかを第一に考え、全職員が常にコスト意識を強く持って業務に取組み、財政状況・収支バランスを把握して事務経費の削減や事業の効率化に努めた。

また、持続可能な財政運営を構築するため、事業の有効性を常に意識して検証・見直しを行うほか、適正な負担金・手数料の検討や積立資産の形成に取り組んだ。

### 2 医療費適正化の推進

「審査結果の不合理的な差異の解消に向けた工程表」により、令和4年10月に国保総合システムのコンピュータチェックの全国統一が完了し、項目を100%設定するとともに、都道府県の審査基準の重複や整合性を整理して差異の解消に努めた。

審査支払業務の着実な事務点検を行うとともに、職員の研修を行った。

### 3 国保総合システムの安定的な運用

本会の審査支払業務及び保険者共同事業等を一体的に処理する当該システムの運用にあたっては、保険者が円滑に業務を実施できるよう情報提供に努めるとともに、制度改正等に伴うシステム対応を適切かつ的確に行った。

また、国保中央会が実施する令和6年4月のシステム更改にあたり、本県は令和6年1月の更改に向けて関係機関と情報共有し円滑かつ確実な更改に向けて、必要な準備に取り組んだ。

#### 4 保険者事務共同処理事業の推進

国のインセンティブ制度による保険者の取り組みを支援するため、本会のノウハウを活かした医療費適正化につながる医療費通知やジェネリック医薬品（後発医薬品）差額通知書の作成業務についての的確に行った。

#### 5 保険者努力支援制度に係る保険者支援

保険者インセンティブである保険者努力支援制度について、県及び県内全ての国保保険者が高い評価を得られるよう、特定健診の受診促進に係るショッピングモール等でのキャンペーンの実施や、保険料（税）の収納率向上を目的とした研修会の開催等の支援を行った。

#### 6 介護保険業務等の円滑な実施

- (1) 介護保険制度改正に適切に対応し、報酬改定に伴う介護給付費等についても適正な審査及び円滑な支払に努めた。
- (2) 介護給付適正化については、市町が取り組むべき施策及びその目標を定めた「第5期静岡県介護給付適正化計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、縦覧点検、医療と介護の突合点検の実施、研修や巡回支援による介護給付適正化システムにより出力した給付実績の活用方法の周知等、保険者が行う適正化対策への支援に努めた。なお、介護給付適正化システムより出力した帳票の活用については、巡回援助による個別対応を行った。併せて、県・保険者及び関係機関との一体的な適正化支援が実現できるよう連携強化を図った。
- (3) 保険者による地域包括ケアシステムの構築を支援するため、県に対して市町別の在宅医療・介護サービスの利用状況、在宅での看取りの状況、また、認知症に係る診療実績などの医療及び介護給付データを活用した分析資料等の提供を行った。
- (4) 障害者総合支援法等に定められている、障害介護給付費等の「審査」業務において、市町における処理業務がより効果的・効率的に実施できるよう支援した。
- (5) 保険料の特別徴収に係る情報経由業務等の業務に関して、的確に実施した。
- (6) 静岡県委託事業の介護職員処遇改善支援事業、福祉・介護職員処遇改善支援事業を的確に実施した。

## 7 調査研究と情報提供等の充実

- (1) 保険者における安定的な国保事業の運営に向けて、医療保険制度の改正に関する情報提供や制度改正及び新規収載の高額薬剤使用に伴う国保財政への影響及び医療費の経年変化の要因を調査・研究し、各種会議等において情報提供を行った。
- (2) 広報事務委員会での活発な意見交換により、訴求力を意識したデザインのポスター作成や年齢・職業等のターゲットを限定した動画広告の配信など、ライフスタイルの変化等に対応した幅広い広報事業を展開することで、より効果的な情報発信を行った。

## 8 保険者協議会と連携した保健事業の推進

- (1) 保険者協議会の事務局を県と共同で担い、協議会の構成メンバーである県内医療保険者（国保・被用者・後期）の横断的な医療費のデータ分析を行うことで地域の健康課題の洗い出し、分析に基づいた保健事業の立案及び医療保険加入者に係る健康づくりの推進を図るため、特定保健指導実施者を対象とした研修会の実施など、地域における医療費適正化及び保険者支援を行った。
- (2) 県内医療保険者における特定健診受診率向上を目的として、駅やショッピングモール等で健診（検診）受診促進キャンペーンを実施し、保険者協議会で作成した普及啓発グッズを活用した広報啓発を行った。

## 9 医療費分析システム等を活用した保険者の保健事業支援

- (1) 保険者において、医療費等のデータ分析に基づくデータヘルス計画の策定にあたり、国保中央会が開発した「国保データベース（KDB）システム」及びKDBシステムの機能の補完を目的として本会が独自開発した「しずおか茶っとシステム」を保険者自らが積極的に活用し効果的な分析が行えるよう、システムの操作説明や分析手法等に関する技術的な支援を行った。
- (2) 本会が実施する「保健事業支援・評価委員会」での委員の助言や意見をデータベース化し、「しずおか茶っとシステム」内に掲示することで、同様の課題を抱える保険者への横展開を行うとともに、ヘルスサポート事業の更なる充実に向けて、各委員と支援方法等についての意見交換を活発に行った。
- (3) 保険者のデータヘルス計画の現計画の評価手法や次期計画の策定に関して、定性的及び定量的な事業評価手法等の技術的な支援及び健康課題を解決するための個別保健事業計画への助言などを積極的に行った。

(4) 保険者が効率的かつ効果的に保健事業を展開することで保険者機能が十分発揮できるよう、医療・健診情報等のデータ分析に関する専門的知識を有する職員の育成を目的として、浜松医科大学との連携による共同研究事業を行った。また、保険者が必要とするデータ分析に関する能力を継続的に維持・向上させる取り組みを強化した。

#### 10 特定健診等データ管理システムの安定運用

特定健診・特定保健指導の支払業務及び保険者共同事業等を一体的に処理する当該システムの運用について、保険者が適確かつ円滑に業務の遂行ができるよう、法定報告等に関するマニュアルの作成や情報提供を行うとともに、制度改正等に伴う本会におけるシステムの対応については、手順書等に基づいた適切な対応により安定した運用を行った。

#### 11 特定健診の結果に基づく重症化予防対策への支援

生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を目的として、特定健診の結果が悪いにも関わらず医療機関への受診がない方を対象に「フォローアップ等家庭訪問事業」を実施した。なお、事業にあたり、静岡県在宅保健師の会「つつじ会」の保健師を本会が臨時雇用し家庭訪問を行った。

#### 12 個人情報の保護とセキュリティ対策の強化

(1) 令和3年度に更新したI SMS認証(情報セキュリティマネジメントシステム認証)に基づくセキュリティの厳正な維持はもとより、内部監査の充実、職員研修の実施等によるセキュリティ水準の一層の向上に取り組んだ。

(2) 国保総合システムをはじめとする基幹システムに導入されているセキュリティ対策システムを、問題の発生なく安全かつ適正に運用できた。

#### 13 後期高齢者医療に係る円滑な審査支払等

(1) 高齢化の進展や医療技術の向上などによる医療費の増嵩に適切に対応するため、広域連合と連携し、審査支払業務及び事務代行業務を円滑に実施した。

(2) 広域連合からの新たな受託業務として「令和5年度静岡県後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施市町支援業務」を受託した。

#### 1.4 保険者支援の強化

- (1) 保険者の事務処理負担の軽減及び効率化を図るため、保険者からの委託により、レセプト二次点検、柔整療養費適正化支援事務等を行った。
- (2) 第三者求償事務については、保険者インセンティブの取り組みへの持続的支援や、保険者の事務処理負担の軽減、保険者の抱える第三者求償事務の課題解決のため、困難事例の拡充や損保会社への定期的な働きかけなど、第三者求償事務の取組強化により、保険者支援の充実・強化を図った。

#### 1.5 国保保険者標準事務処理システムの安定的な運用

##### (1) 国保事業費納付金等算定標準システムの運用

県から受託した当該業務について、県及び本会にダブルスタンドアロンとして設置された当該システムのデータベースを同期させ、納付金等算定システムの運用業務等を的確に行うとともに、県からの委託料軽減を図るため、本会が運用経費の一部について国庫補助を申請し活用することで委託料の減額に努めた。

##### (2) 国保情報集約システムの運用

当該システムは、マイナンバーと連携するため、I SMS認証に基づくセキュアな環境により運用し、「精度の高い資格情報の登録作業」の支援をした。

#### 1.6 オンライン資格確認等システムの安定的な運用支援

オンライン資格確認システムによる新たな事務として本格運用を開始した、「レセプト振替事務」、「薬剤情報の管理及び提供に関する事務」、「医療費情報の管理及び提供に関する事務」等において、関係機関と情報連携及び資格情報の的確な連携に努めた。

## 17 国の保健医療対策への協力による市町への支援

### (1) 新型コロナウイルス感染症の予防接種等の費用に係る請求支払事務

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用の請求・支払業務の一部（居住地外で行われたワクチン接種費用）の請求支払事務を県との契約に基づき、本会が代行し実施した。

### (2) 風しん抗体検査等の費用に係る請求支払事務

医療機関からの抗体検査及び予防接種に係る費用の請求・支払の代行を行った。